吸収合併に関する事後開示書面

2024 年 7 月 1 日

ニッタ株式会社

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号 ニッタ株式会社 代表取締役 石切山 靖順

# 吸収合併に関する事後開示書面

当社は、2024年4月5日付で、ニッタアソシオ株式会社との間で当社を吸収合併存続会社、ニッタアソシオ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結し、2024年7月1日を効力発生日として、ニッタアソシオ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

本吸収合併について、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項を記載した書面を備えおくことといたします。

記

- 1 吸収合併が効力を生じた日は、令和6年7月1日であります。
- 2 当社は、会社法第796条第2項に基づき、令和6年4月5日開催の取締役会により、 消滅会社は、会社法第784条第1項に基づき、令和6年4月5日開催の取締役会により、 それぞれ合併契約書の承認を決議いたしました。
- 3 会社法第796条の2および第784条の2の規定により、当社および消滅会社に対して吸収合併をやめることの請求をされた株主は、いずれもありませんでした。
- 4 会社法第797条および第785条の規定により、当社および消滅会社に対して株式 の買取請求をされた株主は、両社ともありませんでした。 なお、消滅会社は新株予約権を発行しておりませんでした。
- 5 会社法第799条および第789条の規定により、当社は、令和6年4月25日付の官報および電子公告において、消滅会社は、令和6年4月25日付の官報および各別の催告書により、それぞれの債権者に対して合併に対する異議申述の公告および催告をいたしましたが、両社の異議申述期限までに異議申述をされた債権者は、両社ともありませんでした。
- 6 当社は、吸収合併の効力発生日である令和6年7月1日をもって、消滅会社からその資産、負債および権利義務の一切を引き継ぎました。
- 7 会社法第782条第1項の規定により、消滅会社が備置した書面に記載された事項は、 別紙のとおりであります。
- 8 当社は、合併に際して新株式その他一切の対価を交付せず、資本金および準備金の額を増加いたしませんでした。
- 9 当社は、令和6年7月1日付で、当社の本店を管轄する大阪法務局において合併による 変更登記を、同時に消滅会社の合併による解散登記を申請いたしました。

以上

吸収合併に関する事前開示書面

2024 年 4 月 25 日 ニッタアソシオ株式会社

奈良県大和郡山市池沢町172番地 ニッタアソシオ株式会社 代表取締役 河 邉 信 博

#### 吸収合併に関する事前開示書面

当社は、2024年4月5日付で、ニッタ株式会社との間で当社を吸収合併消滅会社、ニッタ株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併契約を締結いたしました。

本吸収合併について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の定めに従い、 下記のとおり吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備えお くことといたします。

- 1. 吸収合併契約の内容(会社法第782条第1項) 本合併契約の内容は、別紙1(吸収合併契約の写し) のとおりです。
- 2. 合併対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第182条第1号) 吸収合併存続会社は吸収合併消滅会社の100%株主でありますので、本吸収合併に際して、吸収合併存続会社は吸収合併消滅会社の株主に対し株式その他一切の対価の交付を行わず、資本金及び準備金の額を増加いたしません。従いまして、吸収合併消滅会社の株主の利益を害さないように留意した事項はありません。
- 3. 合併対価について参考となるべき事項(会社法施行規則第182条第2号) 該当事項はありません。
- 4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第 182 条第 3 号)

該当事項はありません。

- 5. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項(会社法施行規則第 182 条第 4 号)
- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム(EDINET)よりご覧いただけます。

(2)最終事業年度の末尾後の日の臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3)最終事業年度の末尾後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容該当事項はありません。
- 6. 吸収合併存続会社の債務の履行見込みに関する事項(会社法施行規則第182条第5号) 本吸収合併に際しては、吸収合併存続会社は令和5年3月31日現在、吸収合併消滅 会社は令和5年12月31日現在、いずれも資産超過であり、合併効力発生日において も吸収合併存続会社は資産超過であることが想定されます。

従いまして、吸収合併存続会社は、合併効力発生日以後その債務を履行できることが 見込まれます。

以上



# 合 併 契 約 書

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号 ニッタ株式会社(以下、甲という)と、奈良県大和郡山市池沢町172番地 ニッタアソシオ株式会社(以下、乙という)は、次のとおり合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

# 第1条 (合併の方法)

甲および乙は合併(以下「本合併」という。)して、甲は存続し、乙は解散する。

# 第2条 (合併に際して交付する株式等)

甲は、乙の発行済株式の全部を有しているので、本合併に際して、乙の株主に対し 株式その他一切の対価の交付を行わないものとする。

# 第3条 (資本金および準備金の額に関する事項)

甲は、本合併により資本金および準備金の額を増加しないものとする。

# 第4条 (合併契約の承認)

甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく本 合併を行う。

2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。

# 第5条 (合併の効力発生日)

本合併がその効力を生ずる日は、令和6年7月1日とする。ただし、合併手続進行 上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

# 第6条 (権利義務の承継)

甲は、本合併の効力発生日において、乙の有するすべての資産、負債および権利義務を承継する。

#### 第7条 (会社財産の善管注意義務)

甲および乙は、本契約締結後本合併の効力発生日の前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行う。

# 第8条 (従業員の引継ぎ)

甲は、本合併の効力発生日において、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐ ものとし、その処遇については別途、甲乙協議のうえ、これを決定する。

#### (合併条件の変更および本契約の解除) 第9条

本契約締結の日から本合併の効力発生日の前日までの間において、天災地変その他 の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲 乙協議のうえ本契約の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

# 第10条 (本契約の効力)

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

# 第11条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲 乙協議のうえ定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙 はその写しを保有する。

令和6年4月5日

(甲)

本店

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号

商号

ニッタ株式会社

代表取締役 石切山 靖 順



(Z)

本店

商号

奈良県大和郡山市池沢町172番地

ニッタアソシオ株式会社

代表取締役 河 邉 信 博

